出入国 在留 管理庁 及び 厚生労働省のホームページの情報を基に作成

**Q** 大学で勉強しながら、「資格外活動許可」を得て、アルバイトをしています。
普段は1週28時間まで働いていますが、**夏休みの期間は何時間まで働けますか？**

**A**




夏休み、冬休み、春休み等の**教育機関で定められた長期 休業 期間中**であれば、**1日8時間以内までのアルバイトができます。**

ただし、労働基準法に定められている**1週40時間を超えて働くことはできません。**

「留学」の在留資格に係る資格外活動許可の詳細については、
出入国 在留 管理庁のホームページで確認できます。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00003.html

## 注意！

⚠ 卒業した時点で「留学」の身分がなくなるため、**卒業後の休暇については、「資格外活動許可」でアルバイトをすることができませんのでご注意ください。**

⚠ **資格外活動許可に違反している場合**は、**在留期間の更新が認められない**可能性があります。**ルールを守って働きましょう！**

## 参考：労働時間・休憩・休日の原則について

使用者は原則として、**1週40時間、1日8時間以内**で労働者を働かせなければなりません。また、労働時間が**1日6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には60分の休憩**を、それぞれ労働時間の途中に与える必要があります。さらに**毎週1日か、4週間を通じて4日以上の休日**を与えなければなりません。

労働時間・休憩・休日を含む労働 条件について詳しく知りたい場合は、厚生労働省の多言語**「労働 条件ハンドブック」**を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/foreign/index.html